

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について

1. 計画の概要

ニホンジカによる農林業被害が増大し、深刻な影響を及ぼしていることに加え、森林における植生の衰退により生物多様性の低下や土壌の流出等が懸念される状況にある。

このため、ニホンジカの生息動向や被害状況を的確に把握しつつ、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施し、農林業被害の軽減、森林植生の衰退防止およびニホンジカの健全な個体群の安定的維持を図る。

【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

2. 計画で定める事項

- (1) 第二種特定鳥獣の種類
- (2) 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
- (3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
- (4) 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標
- (5) 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合には、当該事業の実施に関する事項
- (6) その他第二種特定鳥獣の管理を図るための事業を実施するために必要な事項

3. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成17年11月15日 ～ 平成24年3月31日
計画第1期：	平成17年11月15日 ～ 平成20年3月31日
計画第2期：	平成20年4月1日 ～ 平成24年3月31日
第2次特定計画期間	平成24年4月1日 ～ 平成27年5月28日
法改正後特定計画期間	平成27年5月29日 ～ 平成29年3月31日
現行計画（第3次）	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日
次期計画期間（5年間）	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

4. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
令和3年6月	環境審議会への諮問
令和3年8月	ニホンジカ特定計画検討会
令和3年9月	ニホンジカ特定計画検討会
令和3年9月	第1回自然環境部会（素案について）
令和3年10月	関係機関協議（市町等）（書面）
令和3年11月	第2回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
令和3年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会、関係機関協議（近隣府県向け）
令和4年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、庁議および関係課に随時説明